

## 豊洲シビックセンター飲料自動販売機設置事業者募集要項

江東区が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 目的

現在設置している豊洲シビックセンターの自動販売機について、令和5年3月31日で契約が満了となる。来所者の利便性を考慮し、令和5年4月1日からも引き続き飲料自動販売機（清涼飲料水）を設置するにあたり、管理業務を行う設置事業者を入札によって決定する。

### 2 募集スケジュール

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| (1) 募集受付    | 令和5年1月23日（月）～令和5年2月 3日（金） |
| (2) 参加資格等審査 | 令和5年2月 6日（月）～令和5年2月16日（木） |
| (3) 審査結果通知  | 令和5年2月17日（金）（メール通知）       |
| (4) 質問      | 令和5年2月20日（月）～令和5年2月27日（月） |
| (5) 回答      | 令和5年3月 3日（金）              |
| (6) 入札・開札   | 令和5年3月 8日（水）              |
| (7) 契約締結    | 令和5年3月17日（金）（予定）          |

### 3 応募資格要件

次の(1)～(12)までの要件を全て満たす法人に限り設置事業者として応募することができる。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者の決定を取り消す。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 東京都内に本店、支店、または営業所・事業所を有している法人。
- (4) 自動販売機の設置（自らが管理）を履行する能力があると認められる者。
- (5) 自動販売機の設置（自らが管理）について、3年以上の実績を有している者。
- (6) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納していない者。

- (8) 当該募集年度から公募期間までの間、当該営業などに関して、行政処分を受けていない者。また、公衆衛生上重大な事故を起こしていない者。
- (9) 江東区暴力団排除条例（平成 24 年 10 月 19 日）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団関係者等でない者。
- (10) 直近 2 年間に本区から指名停止処分を受けていないこと。
- (11) 江東区長及び江東区議会議員本人が経営に関与している設置事業者でないこと。
- (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその役職員又は構成員に該当しない者であること。

#### 4 募集設置事業者数および設置場所

(1) 募集設置事業者数 1 社

(2) 設置場所<sup>※1</sup> 江東区豊洲二丁目 2 番 1 8 号 豊洲シビックセンター

区画	設置場所	販売種別	台数	設置可能寸法(単位:mm) *突起部分も含む
1	3 階 メインエントランス	缶・ペットボトル等	1	幅 1,200×奥行 820 ×高さ 1,900 以内
2	5 階 ホール・ホワイエ	缶 <sup>※2</sup> ・ペットボトル	1	
3	8 階 文化センター事務室前	缶・ペットボトル等	1	
4	1 1 階 区民広場	缶・ペットボトル等	1	

※1 設置場所詳細は、別紙案内図を参照のこと。

※2 区画 2 については、缶はフタ付きのものとする。

#### 5 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで 1 年間

ただし、特別な事情がない限り 3 年を超えない期間で更新をすることができる。

#### 6 自動販売機設置条件等

(1) 自動販売機本体・販売品目

- ① 規格は、前記 4 に記載した大きさ以内とすること。
- ② 販売品目は飲料水（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ③ 販売品目は、酒類及びその類似品を除くこと。

- ④ デザイン、外観色については設置場所への景観に配慮したものとする。また、自動販売機の管理及び販売品目に関する事以外での宣伝広告類は掲示しないこと。
- ⑤ 当たりくじ機能は、有しないものとし、音声機能も停止できるものとする。
- ⑥ 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS 規格）の据付基準又は（社）全国清涼飲料連合会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止対策を施すこと。
- ⑦ 環境対策として、ノンフロンタイプ兼消費電力の低減技術を導入した省エネ機（ヒートポンプ式、高性能真空断熱材採用、LED照明採用等）を採用すること。
- ⑧ IC カード等のキャッシュレス決済ができること。
- ⑨ ユニバーサルデザイン仕様（身体障害者対応）の機種とする。
- ⑩ 販売品目の決定は、事前に区と協議のうえ、使用者のニーズを考慮したものとする。また、機器の入れ替え及び販売品目、販売価格の変更を行う場合も同様とする。

## (2) 維持管理責任

- ① 故障時の対応、商品補充、賞味期限、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において対応し、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自動販売機 1 台につき、1 個以上設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、周辺の清掃も行い、衛生管理の徹底を図ること。
- ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑥ 盗難事故や破損事故等による損害は、江東区の責が明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
- ⑦ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、区の指示に従うこと。
- ⑧ その他詳細については、設置事業者と区との間で協議のうえ取り決めるものとする。

## (3) 災害時における協力

地震、風水害等の災害時において、来庁者、職員、その他関係者の飲料水の確保の必要があると区が判断した時は、区の要請に基づき販売品を無償提供すること。その場合、自動販売機の取り扱いについて区に必要な助言を行うか、又は自動販売機の操作を行うこと。

#### (4) 費用負担

##### ① 売上手数料

設置事業者は、消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない月額売上手数料を入札し、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算し、江東区に毎月納付すること。江東区が発行する納入通知書により指定する期日までに納入すること。

##### ② 電気使用料

設置事業者による自己負担とし、支払い方法は売上手数料と同様とする。

##### 【電気使用料の計算式】

自動販売機に設置する証明用特定計量器（子メーター）の指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて得た額。

なお、設置する子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とする。

##### ③ その他必要経費等

自動販売機の設置、維持管理及び移動等（子メーターの設置・交換、撤去及び移転を含む）に要する経費は設置事業者による自己負担とする。

#### 7 契約条件その他

(1) 区は、設置事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。

(2) 設置事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。

(3) 区は、次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがある。

- ① 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき
- ② 設置事業者が契約条件に違反をしたとき
- ③ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき
- ④ 区が、設置場所を公用・公共用に供する必要が生じたとき

(4) 設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除されたときは、速やかに原状回復をすること。

## 8 応募手続き

### (1) 応募方法

受付期間 令和5年1月23日（月）～令和5年2月3日（金）（閉庁日を除く）  
の午前9時～午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く）

提出場所 江東区豊洲二丁目2番18号 豊洲シビックセンター3階  
江東区区民部豊洲特別出張所管理係

提出方法 窓口に8(2)に示す提出書類を直接持参すること。

郵送、電話、FAX、電子メール等での応募はできません。

### (2) 提出書類

次のものを各1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却しません。

	提出書類	備考
ア	参加資格審査申込書	様式第1号 シャチハタ印不可
イ	誓約書	様式第2号 シャチハタ印不可
ウ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行後3ヶ月以内の原本
エ	印鑑証明書	発行後3ヶ月以内の原本
オ	直近の「法人税・消費税及び地方消費税（国税）」、 「法人事業税（地方税）」に未納が無いことがわかる 納税証明書	発行後3ヶ月以内の原本
カ	設置する自動販売機及び回収ボックス、販売品目の カタログ等（前記6（1）の設置条件等にあてはまる ことがわかるもの）	回収ボックスは、大きさや分 別種類などがわかれば写真 等でも可
キ	3年以上自動販売機設置業務を行っていることがわ かるもの（例：契約書等（写））	会社概要は不可
ク	委任状（契約等の手続きを営業所等の代理人が行う 場合）	シャチハタ印不可
ケ	許認可書の写し（販売品目に許認可が必要なものが 含まれる場合）	

### (3) 応募に当たっての留意事項

- ・ 応募に係る費用は申込者の負担とする。
- ・ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ・ 提出された書類に不備がある場合には、入札に参加できない。

## 9 入札参加資格の審査及び入札参加資格審査結果（通知）

提出された書類を基に入札参加資格の審査を行い、入札参加資格審査結果（通知）を参加資格審査申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和5年2月17日（金）

## 10 質問及び回答

(1) 質問期間 令和5年2月20日（月）～令和5年2月27日（月）午後5時まで

(2) 質問方法 質問は、電子メールにてお願いします。

※電話、窓口、FAXでの質問はできません。

質問受付電子メールアドレス

toyosu-cc-tan@city.koto.lg.jp（半角英数）

(3) 回 答 令和5年3月3日（金）午後5時までに、参加資格審査申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に、質問に対する回答を送信します。

※質問内容及びその回答は、すべての入札参加者に送信します。

## 11 入札及び開札の執行について

(1) 入札会場 江東区東陽四丁目11番28号

江東区役所7階 第73会議室（予定）

※豊洲シビックセンターではありませんのでご注意ください。

※変更となる場合は入札参加資格審査結果（通知）内でお知らせします。

(2) 日 時 令和5年3月8日（水）午前10時から

※時間厳守をお願いします。当日は時間に余裕を持ってご来庁ください。

(3) 入札に必要なもの

入札当日は、次のものを持参してください。

- ・入札参加資格審査結果（通知）（印刷してお持ちください）
- ・入札書（※入札の回数は、3回まで行う場合がありますので、予備をご用意ください。）
- ・封筒（下記「入札書用封筒の書き方」参照。封筒は、1回目の入札で使用した封筒を2回目以降の入札でも使用しますので、1つでかまいません。）
- ・印鑑（用意した入札書及び封筒に全て押印してあれば不要）

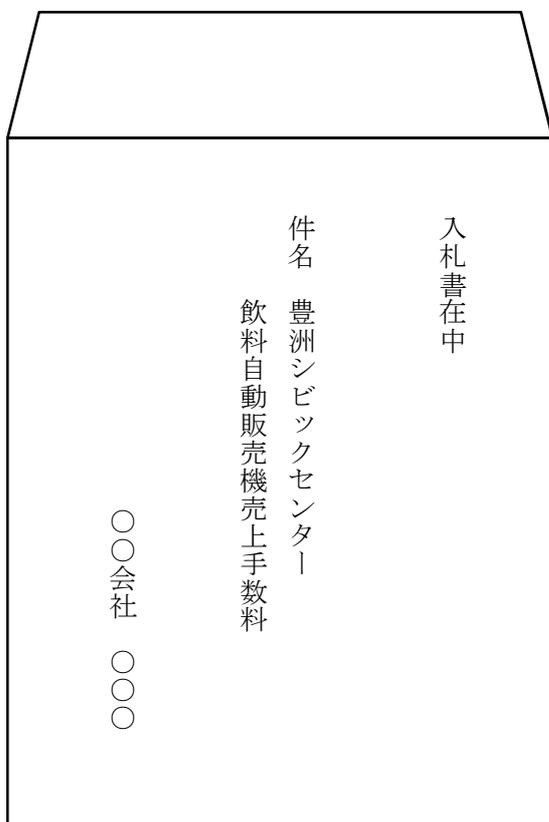
**【入札書や入札書を入れる封筒に使用する印鑑について】**

印鑑は、参加資格審査申込書に押印された代表者印をご使用ください。

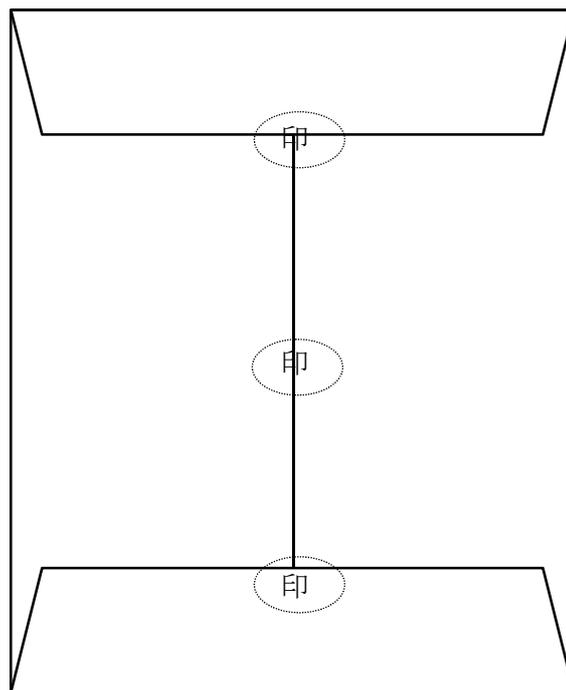
ただし、参加資格審査申込時に委任状を提出している場合は、委任状の受任者として届出をされた代理人印をご使用ください。

(入札書用封筒の書き方)

【 表 面 】



【 裏 面 】



※件名は入札書と同じ件名を記載してください。

※裏面には、入札書に押印した印（印鑑登録している印又は委任状の代理人印）と同じ印鑑で封印してください。封筒の継ぎ目にそれぞれ押印してください。

※委任状を提出している場合には、委任状の代理人印で押印してください。

(入札書の書き方)

入 札 書

入札件名 豊洲シビックセンター飲料自動販売機売上手数料

入札額

月額 

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記入札額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を、毎月納入するため、競争入札参加者心得及び契約条項を承諾のうえ、入札します。

令和5年3月8日

江東区契約担当者 殿

住 所

会社名

氏 名

印

※金額は算用数字で表示し、頭初に¥の記号を付記してください。

※消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない額を記載してください。

※自動販売機4台分の合算額を記載してください。

※住所、会社名、氏名、代表者印は、参加資格審査申込書に記載のものと同様に記載・押印してください。ただし、入札参加資格申込時に委任状を提出している場合は、委任状の受任者欄記載のものと同様に記載・押印してください。

(4) 入札書に記載する金額

消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない月額売上手数を記載してください。

(5) 落札決定額

入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

(6) 入札の方法

入札回数は、1回です。ただし、落札者がいない場合は、2回を限り再度入札を行います。入札書の記入については、次の事項に留意してください。

ア 入札書には、入札者の住所、会社名、氏名を記入の上、押印してください。

代理人が入札する場合は、代理人の住所、会社名、氏名を記入のうえ、委任状に押印した代理人印を押印願います。

イ 入札書及び封筒に記載する件名は、次のように記載してください。

・ 件名 豊洲シビックセンター 飲料自動販売機売上手数

ウ 金額の記入は、算用数字を使用してください。

エ 必要事項を記入した入札書を入札用封筒に入れて、入札会場において、職員の指示に従い提出してください。なお、再度入札の際は、提出いただいた入札用封筒を返却しますので、当該封筒に入札書を入れて提出してください。

オ 印鑑は、参加資格審査申込書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は委任状に押印した代理人の印鑑）を押印してください。

シャチハタ印は使用しないでください。委任状も同様です。また、委任状を提出している場合において、入札書の押印が代理人印ではない場合、印鑑登録証明書の印の場合であっても無効となりますのでご注意ください。

カ 記入は黒のボールペン又は万年筆を使用してください。

(7) 開札の立ち会い

開札は、入札会場において入札者の面前で行います。入札者は必ず開札に立ち会ってください。（1社1名まで）

(8) 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

(9) 入札の辞退

入札を辞退される場合には、辞退届(任意様式)を、入札日前日までに提出してください。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- イ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- ウ 2通以上の入札書を提出した者の入札
- エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- オ 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- カ 入札に関し不正行為のあった者の入札
- キ 本要項にもとづき入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時において当該入札参加資格のない者のした入札
- ク 前各号に定めるもののほか、本要項で定めた事項に違反した者の入札

(11) 落札者の決定

江東区が設定した予定価格以上で、かつ最高の売上手数料をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

売上手数料が同額で、落札者となるべきものが2者以上となったときは、当該入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない江東区職員にくじを引かせるものとします。

また、江東区が設定した予定価格については、開札の事前事後ともに非公開とします。

なお、入札の結果については、その内容(入札者名、入札価格、落札価格等)を公表します。

(12) 契約の締結及び契約保証金

契約の締結及び契約保証金については、次のとおりとします。

- ア 契約の締結にあたっては、「豊洲シビックセンター飲料自動販売機業務契約書(案)」により契約を締結するものとします。あらかじめ契約条文を確認し、その内容をご承諾のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札者は、江東区が指定した日までに、契約の締結をしていただきます。
- ウ 契約保証金は、免除とします。

## 1.2 参考

令和3年度実績

区画	設置場所	年間売上本数
1	3階 メインエントランス	7,741本
2	5階 ホール・ホワイエ	6,311本
3	8階 文化センター事務室前	9,998本
4	11階 区民広場	7,107本

## 1.3 問い合わせ先

江東区豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター3階

江東区区民部豊洲特別出張所管理係 山下・白井

電話 03-5534-9299 (直通)

FAX 03-6228-2838

E-mail [toyosu-cc-tan@city.koto.lg.jp](mailto:toyosu-cc-tan@city.koto.lg.jp)